105 居宅療養管理指導費

点検項目	点検事項	点検結果		
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域		該当	
中山間地域等における小 規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域		該当	
	1月当たりの延べ訪問回数が50回以下		該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域		該当	
(薬剤師が行う場合) 麻薬管理指導加算	沈痛緩和のために麻薬の投薬が行われている在宅の利用者又 は居住系施設入居者等に対する、麻薬の使用に関する必要な 薬学的指導		実施	

(自己点検シート) 105 居宅療養管理指導費(1/1)